



**DRONE PILOT AGENCY**

ドローンは飛ばしにくい?!  
～不法侵入になるケース

航空法の次に関わってくるのが「民法」です。人が許可なく他人の所有地に入ると「不法侵入」になりますが、ドローンやロボットは不法侵入にはあたりません。しかし、**所有者の承諾なしに土地の無断利用となります。**

よってドローンを飛ばす場合には、事前に所有者に説明をして許可を得ます。住宅街で対象物件の撮影をする際には、いらぬ誤解を与えないように周囲の方々にも工事の連絡に似た形で、事前に文章でお伝えすることもあります。

広大な敷地を撮影する際には良いのですが、街中でドローンを動かして空撮をする際には民法が絡んできますので、テレビなどの空撮はよく見ると川の上空を飛んでいることが多いです。

実際に空撮をしたい時には、どのように所有者に許可を得るか私の実例をご紹介します。

とあるマンションの空撮を依頼されましたがマンションの敷地内からドローンを飛ばしても、マンション全体を捉えることができません。地図をみるとマンション向かいにある森林局の駐車場を借りると、マンション全体を撮影できそうでした。

そこで、森林局の担当者に説明し、書類一式と計画などを提出することで許可を得て撮影できました。基本的に撮影対象物の所有者から依頼をされることが多いため、問題はありませんが飛行に熱中して敷地をはみ出すことは避けるべきでしょう。



鋭い方はヘリコプターや飛行機も同じでは？と思われるかもしれませんが。仰る通りなのですが、土地所有権の上空は300mまでが範囲内である、とされているため所有権の侵害には当たらないと判例で言われています。（実害の騒音などは別です）

なお道路上を飛ばす場合には道路交通法が適用されるため、**道路使用申請許可を得る必要があります**。海でドローンを飛ばす人が多いのはこのためです。

最後に、民法上の違反行為があった際ですが、実は通過だけでは所有権の侵害には当たることが何らかの損害が発生しないため、損害賠償請求はできるが結果としてゼロになることもあり得ると言われています。（みずほ中央法律事務所 <https://www.mc-law.jp/fudousan/15671/#4> より抜粋）どちらにせよ、了承されていない場所で飛行することは避けたほうが良いでしょう。